

(証券コード7894)
令和5年5月11日
(電子提供措置の開始日 令和5年5月1日)

株 主 各 位

福岡県小郡市干潟892番地1
丸 東 産 業 株 式 会 社
代表取締役社長 菅 原 正 之

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.marutosangyo.co.jp/topics/index.php/top/5>



QRコードからも
当社ウェブサイト
にアクセス
できます

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所（福証）のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト（福岡証券取引所上場会社一覧）

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



QRコードからも
福証ウェブサイト
にアクセス
できます

上記の福証ウェブサイト
にアクセスいただき、「銘柄名」に「丸東産業」又は「コード」に当社証券コード「7894」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「上場会社詳細情報」にある「2023年株主総会招集通知」欄よりご確認ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができません。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、令和5年5月25日（木曜日）午後5時30分までに、3頁の記載に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主の皆様には三密（密閉、密集、密接）を避け、できる限り、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年5月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県小郡市干潟892番地1
当社3階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第76期（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

議決権行使についてのご案内



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 令和5年5月26日(金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)



書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 令和5年5月25日(木曜日) 午後5時30分まで



インターネットによるご行使

当社議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

詳細は、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限 令和5年5月25日(木曜日) 午後5時30分まで



システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027** (受付時間：午前9時～午後9時)

- 書面と電磁的方法（インターネット）を重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権行使を有効なものとしたします。
- 電磁的方法（インターネット）で複数回議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

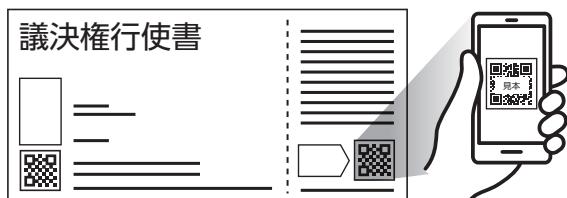
 当社ウェブサイト：<https://www.marutosangyo.co.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

The screenshot shows the login page of the MUFG voting website. At the top, it says '議決権行使サイト' (Proxy Statement Site) and '〇〇〇〇株式会社' (Company Name). Below that, there is a section for '議決権行使書入力' (Proxy Statement Input) with fields for '会社名' (Company Name) and '議決権行使者' (Proxy Statement Holder). A '検索' (Search) button is present. Below this, there is a section for '投票' (Voting) with a '賛否' (Yes/No) dropdown menu and a '送信' (Submit) button. At the bottom, there are fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), and a 'ログイン' (Login) button.

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。

The screenshot shows the login page of the MUFG voting website. It features a 'ログイン' (Login) section with fields for 'ログインID' (Login ID) and '仮パスワード' (Temporary Password). There are also buttons for '検索' (Search) and 'ログイン' (Login). Below the login fields, there is a section for 'パスワード変更' (Change Password) with fields for '新しいパスワード' (New Password) and '確認パスワード' (Confirm Password), and a '送信' (Submit) button.

「ログインID・仮パスワード」を入力 「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

The screenshot shows the password change page of the MUFG voting website. It features a 'パスワードの変更' (Change Password) section with fields for '新しいパスワード' (New Password) and '確認パスワード' (Confirm Password). There is a '送信' (Submit) button. Below this, there is a section for 'パスワードの再入力' (Re-enter Password) with fields for '新しいパスワード' (New Password) and '確認パスワード' (Confirm Password), and a '送信' (Submit) button.

「新しいパスワード」を入力 「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

事業報告

(令和4年3月1日から)
(令和5年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響や原油価格の上昇に伴う原材料価格の高騰の継続、ユーティリティコストの増大、円安の進行など景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと当社グループは、お客様への製品の安定供給を第一に努めてまいりました。

営業面では、「掴めるくん®」及び「吸湿くん®EX」などの機能包材や「MARUTOエコプロダクツ（環境対応品）」、「丸東パッケージプロモーション（販売促進策）」の提案を行ってまいりました。また、原材料価格の高騰に対しては、その一部を製品価格に反映する活動を行ってまいりました。

生産面では、原材料価格の上昇分を内部で吸収する努力を行うとともに、原材料調達が困難な状況においても、お客様への安定供給を果たすべく、協力会社を含め一丸となって製品を製造する取組みを行ってまいりました。

また一方で、海外子会社の業績が、円安の進行などの影響から、予想よりも伸長したものの、ユーティリティコストの更なる上昇を受け、損益面は厳しい状況で推移いたしました。

この結果、売上高181億3千6百万円（前期比8.2%増）、営業利益4億8千万円（前期比36.0%減）、経常利益6億1千1百万円（前期比28.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4億1千6百万円（前期比29.9%減）となりました。

製品別の業績は次のとおりであります。

(複合フィルム)

当連結会計年度は、既存得意先の受注が堅調に推移したことなどにより、前連結会計年度に比べて売上高は10億9千万円増加し、125億3千7百万円（前期比9.5%増）となりました。

(単体フィルム)

当連結会計年度は、医薬品及び食品包装用フィルムなどの増加により、前連結会計年度に比べて売上高は8千7百万円増加し、12億4百万円（前期比7.9%増）となりました。

(容 器)

当連結会計年度は、海外スーパー向け食品トレー及び食品容器の受注が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べて売上高は1億1千6百万円増加し、15億4百万円（前期比8.4%増）となりました。

(そ の 他)

当連結会計年度は、国内及び海外向け機械が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べて売上高は7千1百万円増加し、28億9千万円（前期比2.5%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

国内及び世界経済は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かいつつあるものの、原油価格の上昇に伴う原材料価格の高止まり、ユーティリティコストの増大、地政学的リスクの顕在化など、景気の先行きは厳しい状況が予想されます。

このような状況の中で当社は、今後、ライフスタイルの変化を受けてさらなる個包装化が促進されることを見込んでおり、需要拡大への対応が必須であると考えております。そのため、より高い品質で、より迅速に、ユニークな発想でお客様のニーズにお応えするべく「製品の生産量を増加させるための生産エリア拡大」、「個包装化・環境に配慮した生産設備の拡充」、「生産の自動化による省力化」、「環境配慮型のユニークな研究開発の強化」を目的に、当社福岡工場内に福岡第二工場を新設いたしました。併せて、太陽光発電設備の新設により脱炭素社会に向けた取り組みを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は2億1千3百万円（建設仮勘定を除く。）であり、その主なものは、当社福岡工場複合フィルム製造設備であります。

(4) 資金調達の状況

金融機関より17億円借入れております。調達資金は設備投資に充当しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第73期 (平成31年3月1日から 令和2年2月29日まで)	第74期 (令和2年3月1日から 令和3年2月28日まで)	第75期 (令和3年3月1日から 令和4年2月28日まで)	第76期 (当連結会計年度) (令和4年3月1日から 令和5年2月28日まで)
売上高 (千円)	16,652,708	16,599,152	16,769,625	18,136,837
経常利益 (千円)	825,201	1,029,583	858,940	611,077
親会社株主に 帰属する (千円) 当期純利益	538,509	705,580	594,218	416,802
1株当たり当期純利益	339円24銭	444円49銭	374円36銭	262円60銭
総資産 (千円)	13,423,176	15,684,484	15,101,176	16,888,694
純資産 (千円)	6,869,144	7,635,053	8,084,011	8,568,187
1株当たり純資産	4,317円70銭	4,798円33銭	5,080円06銭	5,381円75銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第73期の期首から適用しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、令和5年2月期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
香港包装器材中心有限公司	5,000千香港ドル	100.00%	複合フィルム及び容器等の販売
丸東印刷株式会社	60,000千円	100.00%	複合フィルムの製袋加工
MARUTO (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千タイバーツ	80.00%	包装資材の仕入販売及び輸出・輸入

当社の連結子会社は上記の3社であります。当連結会計年度の連結売上高は181億3千6百万円（前期比8.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4億1千6百万円（前期比29.9%減）となりました。

- ② 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

③ その他

久光製薬株式会社は当社の議決権を39.8%（631千株）、凸版印刷株式会社は当社の議決権を18.9%（300千株）それぞれ所有しており、当社は両社の持分法適用関連会社であります。当社は、久光製薬株式会社へ複合フィルム、単体フィルム及びその他の包装資材を販売し、また、凸版印刷株式会社へは複合フィルム及び単体フィルム等の仕入販売並びに複合フィルム製造工程の一部の外注加工を行っております。

(7) 主要な事業内容

当社及び子会社3社は、包装資材（複合フィルム及び単体フィルム）の製造販売並びに包装資材（複合フィルム、単体フィルム及び容器等）の仕入販売を主な事業内容としております。

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	福岡県小郡市	福 岡 営 業 所	福岡市東区
福 岡 工 場	福岡県小郡市	小 郡 営 業 所	福岡県小郡市
北 関 東 営 業 所	栃木県小山市	諫 早 営 業 所	長崎県諫早市
東 京 営 業 所	東京都墨田区	熊 本 営 業 所	熊本市中央区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市北区	大 分 営 業 所	大分県大分市
大 阪 営 業 所	大阪市中央区	宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
広 島 営 業 所	広島市南区	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
下 関 営 業 所	山口県下関市	沖 縄 営 業 所	沖縄県那覇市

② 子会社

香港包装器材中心有限公司

香港新界

丸東印刷株式会社

福岡市東区

MARUTO (THAILAND) CO.,LTD.

タイ王国 バンコク都

(9) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）
376名（4名減）

（注） 上記従業員数には臨時従業員、パート及び嘱託並びに派遣社員109名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数（前期末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
332名（4名減）	40.6歳	15.1年

（注） 上記従業員数には臨時従業員、パート及び嘱託並びに派遣社員82名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	780,680千円
株式会社佐賀銀行	740,200千円
株式会社福岡銀行	547,428千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,561,000株
(2) 発行済株式の総数 1,587,226株 (自己株式3,024株を除く)
(3) 株主数 484名
(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
久 光 製 薬 株 式 会 社	631千株	39.8%
凸 版 印 刷 株 式 会 社	300	18.9
日 本 ポ リ エ チ レ ン 株 式 会 社	82	5.2
丸 東 産 業 従 業 員 持 株 会	40	2.5
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	30	1.9
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	27	1.7
株 式 会 社 福 岡 銀 行	25	1.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	24	1.5
原 □ 雅 行	21	1.3
原 □ 耕 一	20	1.3

(注) 持株比率は、自己株式 (3,024株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 ※	菅 原 正 之	
取 締 役 会 長	末 安 健 作	
取 締 役 常 務	宮 崎 直 樹	生産・技術担当兼技術本部長
取 締 役 (非 常 勤)	徳 丸 秀 則	
取 締 役	矢 野 勝 則	生産本部長兼丸東印刷株式会社代表取締役社長
取 締 役	原 口 耕 一	国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司 董事総経理
取 締 役	泉 博 二	泉広報コンサルタント代表
取 締 役	岡 野 公 夫	
監 査 役 (常 勤)	鶴 田 敏 明	
監 査 役	吉 田 幸 司	凸版印刷株式会社執行役員西日本事業本部九州事 業部長
監 査 役	安 田 孝	日本ポリエチレン株式会社執行役員企画管理部長

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 令和4年5月27日開催の第75期定時株主総会において就任した新任取締役
取 締 役 岡 野 公 夫
3. 令和4年5月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役
取 締 役 田 中 孝 二
4. 令和4年5月27日開催の第75期定時株主総会において就任した新任監査役
監 査 役 吉 田 幸 司
監 査 役 安 田 孝
5. 令和4年5月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役
監 査 役 秋 穂 俊 也
監 査 役 田 中 雅 人
6. 取締役泉博二、岡野公夫の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
7. 監査役吉田幸司、安田孝の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
8. 当社は社外取締役泉博二、岡野公夫の両氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である末安健作及び社外取締役である泉博二、岡野公夫並びに監査役である鶴田敏明と社外監査役である吉田幸司、安田孝の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び会社法上の全ての子会社の役員、執行役員、管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、令和3年3月22日開催の取締役会で決議しております。

イ. 基本方針

取締役の報酬等は、役位、職責及び経済情勢や当社の業績、他社水準等に考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成する。

ロ. 金銭報酬等の額又はその算定方法の決定方針及び報酬等を与える時期又は条件の決定方針

取締役の基本報酬は毎月支給する固定報酬とし、役位、職責、他社水準、当社の業績、貢献度を評価しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の額に対する種類別の支給割合の決定に関する方針

取締役の在任期間中の報酬については、業績連動報酬、非金銭報酬等の支給はなく、基本報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めるものとする。なお、退職慰労金の報酬に占める割合は、その性質から定めないものとする。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が報酬等決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容及び決定方針が取締役会で決議された決定方針と整合し、これに基づき個別の報酬額が決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

株主総会の決議（平成5年5月27日改定）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は月額13,000千円以内であり、株主総会の決議（平成5年5月27日改定）による監査役報酬限度額は月額1,500千円以内であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、独立社外取締役を含めた取締役会で審議し、取締役会決議に基づき、本方針で定められた個人別の決定方針の範囲内で、具体的報酬額の内容の決定を、一任された代表取締役社長菅原正之が決定するものとしております。委任した理由は、当社の業績、貢献度を評価した報酬等の決定は、業務執行を統括する代表取締役によることが適していると考えているからです。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	98,768	93,448	—	—	5,320	9
	(6,850)	(6,300)	(—)	(—)	(550)	(3)
監査役 (うち社外監査役)	10,981	10,141	—	—	840	1
	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、令和4年5月27日の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 期末日現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。取締役及び監査役の期末日人員と上記支給人員との相違は、令和4年5月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び無報酬の監査役が2名存在していることによるものであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	泉 博 二	泉広報コンサルタント	代表	—
取締役	岡 野 公 夫	—	—	—
監査役	吉 田 幸 司	凸版印刷株式会社	執行役員西日本事業本部九州事業部長	—
監査役	安 田 孝	日本ポリエチレン株式会社	執行役員企画管理部長	—

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	泉 博 二	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回出席し、代表取締役の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。
取締役	岡 野 公 夫	当事業年度の社外取締役就任後開催の取締役会4回のうち4回出席し、代表取締役の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。
監査役	吉 田 幸 司	当事業年度の社外監査役就任後開催の取締役会4回のうち3回、監査役会4回のうち3回出席し、会社執行役員等の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。
監査役	安 田 孝	当事業年度の社外監査役就任後開催の取締役会4回のうち4回、監査役会4回のうち4回出席し、会社執行役員等の経験及び経営管理・運営に関する豊富な経験や見識を基に適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に基づく報酬 | 22,500千円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

上記以外の報酬はありません。

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記①の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という。）の推進について「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導教育する。
 - ロ. 総務本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、コンプライアンス推進室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
 - ハ. 監査役及び内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題を調査する。
 - ニ. 取締役及び使用人等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気がついたときは総務本部長、常勤監査役等に通報（匿名も可）するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - イ. 法令及び文書取扱規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録その他保存が必要とされる文書について、それぞれ保存を必要とする間、関連資料とともに閲覧可能な状態を維持する。
 - ロ. 取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は、規程に定める管理者は速やかに対応する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 業務執行に係る当社グループのリスクをトータルに認識し適切なリスク対応を行うため、リスク管理規程を定め当社グループのリスクの総括的かつ個別的な管理体制を整備する。
 - ロ. コンプライアンス推進室が、リスク管理全体を統括し、危機管理にあたることとする。

- ハ. 環境・安全リスクを専管する組織としては、安全衛生委員会を設け担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面、物流面での部門毎のリスク管理体制を確立する。
- 二. 内部監査室は、リスク管理の状況を監査する。
- ④ 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 定例の取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
- ロ. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営諮問会議を定期的で開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意見をまとめ、取締役会に答申する。
- ハ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期計画及び各年度予算を立案し、当社グループの経営方針に基づく経営計画の総括的かつ個別的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置きグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する。
- ロ. グループ共通のコンプライアンス規程を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とする。
- ハ. 内部監査室は、定期又は臨時に子会社に対する監査を実施する。
- 二. 子会社へ必要に応じ取締役及び監査役を派遣し、経営面及び管理面等の強化を図る。
- ホ. 親会社との取引に関する取引条件については、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定する。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の経営については、関係会社管理規程に基づき、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議の実施により子会社の経営管理を行う。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は当該監査役の意見に基づき、内部監査の構成員である使用人を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

- . 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。
 - . 当社グループの取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ハ. 監査役へ報告を行った者に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱を禁止するとともに、その旨を当社グループにおいて周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な社長決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - . 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い等の処理に係る方針
 - イ. 監査役が職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに支払をする。
 - . 監査役は監査の実施にあたり必要と認めたときは、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部専門家を招聘できる。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
 - イ. 当社は健全な会社経営のため、反社会的な勢力及び団体とは決して関わりをもたず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。
 - . 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、総務本部を対応統括部署とし、警察等外部専門機関と連携して対応する。

(2) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備とその適正な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

① 重要な会議の開催

当事業年度において取締役会を6回開催し重要な意思決定を行うとともに各本部長を含めた経営諮問会議を25回開催し各本部長の業務執行機能及び取締役による監督機能を果たしております。

また、期初と期中の間で役員出席の下、経営方針発表会、部門方針発表会を開催し、事業計画の進捗状況及び業務遂行の適正性、合理性を確認しております。

② 企業集団における運営状況

関係会社管理規程に基づいたグループ会社運営を実施しております。

グループ会社へは当社から取締役を派遣し、グループ会社社長を議長とする取締役会を定期開催することによってグループ会社の経営監督を行っております。

さらに、グループ会社社長と当社役員とのグループ会社ミーティングをグループ会社毎に定期開催することによって、グループ各社の経営課題把握等の討議を通じ、グループ会社の経営の効率化を高めております。

グループ会社における設備投資等の重要案件は、当社の役員会に付議されており、グループ会社の重要な業務執行についての当社への報告体制は整備・運用されております。

③ 法令遵守への取組状況

当社グループにおいてはコンプライアンス規程を制定し、各社、各部署にコンプライアンス推進担当者を置きグループ全体の業務執行やコンプライアンスの遵守・推進に努めております。コンプライアンス教育については、新入社員や中途社員については入社時に、管理職にはその昇格時に法令を遵守し、高い倫理観を保持しながら企業活動を行うよう教育を行っております。また法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として通報体制を整え、社内イントラネットを通じて従業員に周知しております。

④ 財務報告に係る内部統制への取組状況

内部統制に関する基本計画に基づき、内部統制評価を実施しております。

また、当社では独立した内部監査部門である内部監査室が、期初に計画した内部監査計画書に基づき業務執行状況等について監査し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、法令や社内規程との整合性並びにその有効性を検証し、その監査結果を監査の都度役員へ報告し、また年1回取締役会に報告するようにしております。

監査役は監査計画及び監査報告書に基づき内部監査室や会計監査人と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査して社長に報告しております。

⑤ 反社会的勢力排除への取組状況

お取引先様との契約書等への反社会的勢力排除条項の挿入をはじめとした取組みを継続して実施しております。また、反社会的勢力の情報収集のため県内企業が集う意見交換会や公的機関との会合、セミナー等に積極的に参加し反社会的勢力の排除に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
(流動資産)		(流動負債)	
現金及び預金	2,741,610	支払手形及び買掛金	1,535,345
受取手形	715,291	電子記録債務	2,683,060
電子記録債権	898,264	短期借入金	698,000
売掛金	3,073,900	1年内返済長期借入金	410,820
商品及び製品	1,125,197	未払金	140,636
仕掛品	650,319	リース債務	15,040
原材料及び貯蔵品	407,436	未払法人税等	89,392
その他	192,819	賞与引当金	57,640
貸倒引当金	△80,117	その他	599,976
(固定資産)		(固定負債)	
[有形固定資産]		長期借入金	1,603,074
建物及び構築物	2,078,440	リース債務	30,560
機械装置及び運搬具	838,655	役員退職慰労引当金	62,790
土地	1,252,865	退職給付に係る負債	390,970
建設仮勘定	1,579,133	その他	3,200
その他	67,016	負債合計	
[無形固定資産]		8,320,506	
[投資その他の資産]		純 資 産 の 部	
投資有価証券	944,359	(株主資本)	8,126,732
退職給付に係る資産	7,959	(資本金)	1,807,750
その他	115,809	(資本剰余金)	786,011
貸倒引当金	△3,525	(利益剰余金)	5,536,790
資産合計		(自己株式)	△3,819
16,888,694		(その他の包括利益累計額)	415,318
		(その他有価証券評価差額金)	292,973
		(為替換算調整勘定)	90,427
		(退職給付に係る調整累計額)	31,917
		(非支配株主持分)	26,137
		純資産合計	
		8,568,187	
		負債・純資産合計	
		16,888,694	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	18,136,837
売上原価	15,280,556
売上総利益	2,856,280
販売費及び一般管理費	2,376,061
営業利益	480,219
営業外収益	
受取利息	52
受取配当金	58,373
為替差益	52,948
その他	36,587
営業外費用	
支払利息	14,247
手形売却損	364
その他	2,492
経常利益	611,077
特別利益	
固定資産売却益	2,562
投資有価証券売却益	2,490
税金等調整前当期純利益	616,129
法人税、住民税及び事業税	208,977
法人税等調整額	△12,724
当期純利益	419,876
非支配株主に帰属する当期純利益	3,073
親会社株主に帰属する当期純利益	416,802

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和 4 年 3 月 1 日から
令和 5 年 2 月 28 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,807,750	786,011	5,183,476	△3,819	7,773,418
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△63,489		△63,489
親会社株主に帰属する当期純利益			416,802		416,802
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計			353,313		353,313
当 期 末 残 高	1,807,750	786,011	5,536,790	△3,819	8,126,732

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	254,714	2,847	32,229	289,791	20,801	8,084,011
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△63,489
親会社株主に帰属する当期純利益						416,802
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	38,258	87,579	△311	125,526	5,335	130,862
当 期 変 動 額 合 計	38,258	87,579	△311	125,526	5,335	484,175
当 期 末 残 高	292,973	90,427	31,917	415,318	26,137	8,568,187

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社

連結子会社は、香港包装器材中心有限公司及び丸東印刷株式会社並びにMARUTO (THAILAND) CO.,LTD.の3社であります。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

丸東印刷株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

香港包装器材中心有限公司及びMARUTO (THAILAND) CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品 …………… 主として個別法

製品 …………… 総平均法

仕掛品 …………… 主として個別法

原材料 …………… 主として移動平均法

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 24～38年

機械装置及び運搬具 8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退任により支払う退職慰労金にあてるため、内規に基づく期末要支払額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より損益処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、売上割引等を控除した金額で算定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、有償支給した支給品について、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・売上割引について、従来は、営業外費用に計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。
- ・有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より、「受取手形」、「売掛金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

【表示方法の変更に関する注記】

前連結会計年度において「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」(前連結会計年度730,896千円)については、重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建 物	19,665千円
土 地	14,008千円
計	33,674千円

担保に係る債務は、次のとおりであります。

短 期 借 入 金	10,000千円
長 期 借 入 金 (1年内返済予定長期借入金を含む)	35,380千円
計	45,380千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,872,231千円

3. 流動負債の「その他」のうち、「契約負債」の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報①契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

【連結損益計算書に関する注記】

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,590,250	—	—	1,590,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,024	—	—	3,024

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年5月27日 定時株主総会	普通株式	63,489	40	令和4年2月28日	令和4年5月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年5月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	63,489	40	令和5年 2月28日	令和5年 5月29日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座借越契約を締結しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には、外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動や為替リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年以内であります。その一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、適切な与信管理のもとに、営業債権について主管部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社においてもこれに準じた同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、一部の連結子会社における外貨建ての債権債務については、先物為替予約などによるヘッジを行い、為替リスクを最小限に止める努力をしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び重要性の乏しいものについては、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	868,491	868,491	—
長期借入金	1,603,074	1,603,074	—
デリバティブ取引(※3)	(189)	(189)	—

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「1年内返済長期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格と近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	75,867

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(令和5年2月28日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	868,491	—	—	868,491
デリバティブ取引	—	(189)	—	(189)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(令和5年2月28日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,603,074	—	1,603,074

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約取引の時価は、先物為替相場によっているため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利になっており、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	5,381円	75銭
1株当たり当期純利益	262円	60銭

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)
複合フィルム（製商品）	12,537,022 千円
単体フィルム（製商品）	1,204,324 千円
容器（商品）	1,504,645 千円
その他（商品）	2,890,844 千円
顧客との契約から生じる収益	18,136,837 千円
その他の収益	—
外部顧客への売上高	18,136,837 千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表 「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,808,992
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,687,456
契約負債（期首残高）	35,435
契約負債（期末残高）	96,593

契約負債は主に顧客からの前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
(流動資産)	8,697,699	(流動負債)	6,063,468
現金及び預金	2,190,356	支払手形	215,202
受取手形	715,291	電子記録債権	2,683,060
子記録債権	898,264	買掛金	1,347,004
売掛金	2,885,709	短期借入金	688,000
商品及び製品	915,207	1年内返済予定長期借入金	402,972
仕掛品	649,890	リース債務	15,040
原材料及び貯蔵品	406,650	未払金	139,456
前払費用	19,079	未払費用	258,799
未収入金	2,188	未払法人税等	59,666
その他金	24,678	預り金	30,916
貸倒引当金	△9,618	賞与引当金	55,300
(固定資産)	7,294,320	その他	168,048
[有形固定資産]	5,715,175	(固定負債)	2,098,858
建物	1,829,383	長期借入金	1,575,542
構築物	223,158	リース債務	30,560
機械及び装置	741,485	退職給付引当金	426,765
車両及び運搬具	44,611	役員退職慰労引当金	62,790
工具、器具及び備品	61,384	その他	3,200
土地	1,236,018	負債合計	8,162,327
建設仮勘定	1,579,133	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	282,558	(株主資本)	7,536,817
ソフトウェア	177,380	[資本金]	1,807,750
電話加入権	11,822	[資本剰余金]	786,011
その他	93,355	資本準備金	786,011
[投資その他の資産]	1,296,586	[利益剰余金]	4,946,876
投資有価証券	662,831	利益準備金	16,926
関係会社株	519,584	その他利益剰余金	4,929,949
長期前払費用	4,202	繰越利益剰余金	4,929,949
敷金・保証金	13,005	(自己株式)	△3,819
その他	100,487	(評価・換算差額等)	292,874
貸倒引当金	△3,525	[その他有価証券評価差額金]	292,874
資産合計	15,992,019	純資産合計	7,829,692
		負債・純資産合計	15,992,019

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,767,318
売上原価	14,504,507
売上総利益	2,262,810
販売費及び一般管理費	1,946,911
営業利益	315,899
営業外収益	
受取利息	18
受取配当金	101,801
為替差益	27,036
受取賃貸料	6,411
その他	17,016
営業外費用	
支払利息	13,867
有形売却損	364
その他	2,485
経常利益	451,466
特別利益	
固定資産売却益	2,562
投資有価証券売却益	2,490
税引前当期純利益	456,519
法人税、住民税及び事業税	169,564
法人税等調整額	△16,361
当期純利益	303,316

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和 4 年 3 月 1 日から
令和 5 年 2 月 28 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,807,750	786,011	786,011
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計			
当 期 末 残 高	1,807,750	786,011	786,011

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	16,926	4,690,122	4,707,048	△3,819	7,296,990
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△63,489	△63,489		△63,489
当 期 純 利 益		303,316	303,316		303,316
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計		239,827	239,827		239,827
当 期 末 残 高	16,926	4,929,949	4,946,876	△3,819	7,536,817

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	254,668	254,668	7,551,658
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△63,489
当 期 純 利 益			303,316
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	38,206	38,206	38,206
当 期 変 動 額 合 計	38,206	38,206	278,033
当 期 末 残 高	292,874	292,874	7,829,692

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品 …………… 主として個別法

製 品 …………… 総平均法

仕 掛 品 …………… 主として個別法

原 材 料 …………… 主として移動平均法

貯 蔵 品 …………… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 主として定額法によっております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 24年～38年

機械及び装置 8年

無形固定資産 …… 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについて（リース資産を除く）は、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法を採用
しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法に
よっております。

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収
可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 …… 従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額により計上して
おります。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付
債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業
員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額を
それぞれ発生の日より損益処理しております。

役員退職慰労引当金 …… 役員の退任により支払う退職慰労金にあてるため、内規に基づく
期末要支払額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、売上割引等を控除した金額で算定しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

なお、有償支給した支給品について、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しておりません。

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・売上割引について、従来は、営業外費用に計上していましたが、売上高から控除する方法に変更しております。
- ・有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	9,325,827千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	391,953千円
短期金銭債務	132,045千円
3. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入等に対し、次のとおり債務保証を行っております。	
香港包装器材中心有限公司	16,007千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,229,999千円
仕入高	657,508千円
その他	6,876千円
営業取引以外の取引による取引高	56,506千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,024	—	—	3,024

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払費用	14,752千円
貸倒引当金	4,003千円
賞与引当金	16,844千円
退職給付引当金	129,992千円
役員退職慰労引当金	19,125千円
棚卸資産評価損	30,079千円
関係会社株式評価損	16,343千円
その他	39,804千円
繰延税金資産小計	270,946千円
評価性引当額	△54,870千円
繰延税金資産合計	216,075千円

(繰延税金負債)

その他有価証券 評価差額金	119,513千円
繰延税金負債合計	119,513千円
繰延税金資産の純額	96,561千円

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、複合フィルム製造設備の一部及び営業用車両等については、リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名 称	議決権の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	久光製薬 株式会社	被所有 直接 39.8	当社の商品及び製品の販売	商品及び製品の販売 (注)	1,290,659	売 掛 金	115,609

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 包装資材等の販売につきましては、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の 名 称	議決権の所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	丸東印刷 株式会社	所 有 直接 100	外 注 加 工 土 地 等 の 賃 貸 役 員 の 兼 任	製袋工程委 託 (注) 1	270,650	支 払 手 形 買 掛 金	71,197 33,309
				受取賃貸料 (注) 2	5,320	未 収 入 金	967
子 会 社	香港包装 器材中心 有限公司	所 有 直接 100	当社の商品及び製品の販売 債 務 保 証 役 員 の 兼 任	商品及び製 品の販売 (注) 3	793,928	売 掛 金	271,203
				取引高に対す る債務保証 (注) 4	16,007	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 外注加工につきましては、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。

2. 土地等の賃貸につきましては、近隣の地代を参考にした価格によっております。

3. 包装資材等の販売につきましては、市場価格を勘案して価格交渉の上で決定しております。

4. 債務保証につきましては、香港包装器材中心有限公司の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行ったものであります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	4,932円94銭
1株当たり当期純利益	191円10銭

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年4月12日

丸 東 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 英 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸東産業株式会社の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸東産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年4月12日

丸 東 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 永 英 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸東産業株式会社の令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年4月12日

丸東産業株式会社 監査役会

常勤監査役	鶴田敏明	Ⓔ
社外監査役	吉田幸司	Ⓕ
社外監査役	安田孝	Ⓖ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策につきましては、企業体質の強化と積極的な事業展開を図るために必要な内部留保の確保と安定配当の継続を基本としております。

この政策の下、当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折ではありませんが、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額63,489,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年5月29日(月曜日)

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	すがわら まさゆき 菅原正之 (昭和55年10月8日生)	400株	平成15年4月 久光製薬株式会社入社 平成29年3月 同社医薬事業部医薬マーケティング部 部長 令和2年9月 当社総務本部長 令和2年10月 当社執行役員総務本部長 令和3年5月 当社代表取締役社長 (現任)
			【選任の理由】 同氏は、令和2年に当社執行役員総務本部長に就任し、管理部門を牽引してきた実績と、令和3年から社長としてグループ全体の経営全般及び経営管理・運営を的確、公正かつ効率的に遂行していることから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
2	すえ やすけん さく 末安健作 (昭和17年4月6日生)	4,000株	昭和41年4月 久光製薬株式会社入社 昭和62年6月 同社取締役営業統括本部長 平成3年5月 同社常務取締役 平成15年3月 当社顧問 平成15年5月 当社代表取締役副社長 平成16年5月 当社代表取締役社長 平成22年5月 当社代表取締役会長 平成25年5月 当社取締役会長 平成26年5月 当社取締役相談役 平成29年5月 当社取締役会長 (現任)
			【選任の理由】 同氏は、これまで当社の副社長、社長、会長、相談役として20年間要職を務めており、前職の薬品業界の経営で培った高い見識と経営手腕を発揮し、幅広い経営の視点、当社の経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">みやざき なおき 宮崎直樹 (昭和27年3月30日生)</p>	300株	<p>昭和49年 4月 凸版印刷株式会社入社 平成23年 4月 同社生活環境事業本部製造事業部 副事業部長 平成26年 3月 株式会社トッパンパッケージプロダク ツ群馬センター工場工場長 平成29年 4月 当社顧問生産・技術担当 平成29年 5月 当社取締役常務生産・技術担当 平成31年 2月 当社取締役常務生産・技術担当兼技術 本部長 (現任)</p> <p>【選任の理由】 同氏は、平成29年に取締役に就任し、それまで長年にわたり印刷業界に携わり、その間製造、工場等の部門の要職を歴任し、その事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>
4	<p style="text-align: center;">いしまつ けんたろう 石松謙太郎 (昭和51年6月6日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">新任</div>	0株	<p>平成11年 4月 久光製薬株式会社入社 平成26年 2月 同社九州本社社長室秘書課課長兼BU 本部九州本社総務部庶務課課長 平成27年 2月 同社九州本社社長室秘書課課長 平成27年 5月 同社会長室課長 令和 2年10月 同社社長室九州秘書課課長 令和 5年 3月 当社総務本部本部長兼購買本部本部長 (現任)</p> <p>【選任の理由】 同氏は、令和5年に総務本部本部長兼購買本部本部長に就任し、それまで当社の主要な取引先である久光製薬株式会社において、会長、社長を支える秘書課課長や会社の総務を執り行う庶務課課長を務められており、経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	<p style="text-align: center;">や の か つ の り 矢 野 勝 則 (昭和38年12月15日生)</p>	500株	<p>昭和57年 3月 当社入社 平成23年 2月 当社福岡工場長兼生産管理部部長 平成25年 4月 当社執行役員福岡工場長兼生産管理部部長 平成28年 2月 当社執行役員営業本部長 平成30年 2月 当社執行役員生産本部長兼福岡工場長 平成31年 2月 当社執行役員生産本部長兼丸東印刷株式会社代表取締役社長 令和元年 5月 当社取締役生産本部長兼丸東印刷株式会社代表取締役社長 (現任)</p> <p>【選任の理由】 同氏は、令和元年に取締役役に就任し、それまで長年にわたり印刷業界に携わり、その間製造、工場等の部門の要職を歴任し、その事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>
6	<p style="text-align: center;">は ら ぐ ち こ う い ち 原 □ 耕 一 (昭和42年8月13日生)</p>	20,700株	<p>平成3年 1月 当社入社 平成26年 2月 当社開発部部長 平成28年 2月 当社国際事業部事業部長 平成28年 7月 当社国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理 平成30年10月 当社執行役員国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理 令和元年 5月 当社取締役国際事業部事業部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理 令和5年 3月 当社取締役国際事業本部本部長兼香港包装器材中心有限公司董事総経理 (現任)</p> <p>【選任の理由】 同氏は、令和元年に取締役役に就任し、それまで、当社開発部長、国際事業部長の要職を歴任し、入社以来開発部門、国際部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、取締役役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
7	いずみひろじ 泉博二 (昭和24年3月5日生)	1,000株	<p>昭和49年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成21年4月 同社常務執行役員秘書広報部長 平成23年6月 神鋼ケアライフ株式会社代表取締役社長 平成26年10月 株式会社神戸製鋼所顧問 平成31年4月 泉広報コンサルタント代表(現任) 令和3年5月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 同氏は、株式会社神戸製鋼所で長年にわたり広報に携った後、神鋼ケアライフ株式会社の代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の広報及び経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏には、上記経験を活かし、当社の広報及び経営を監督していただくことを期待しております。</p>
8	おかのきみお 岡野公夫 (昭和23年6月5日生)	300株	<p>昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成9年3月 MC FOREST INVESTMENT INC. President, CEO 平成11年3月 三菱商事株式会社パルプ事業部長兼紙・包装資材部長 平成15年4月 同社執行役員資材本部長 平成17年3月 三菱商事パッケージング株式会社代表取締役社長執行役員 平成24年6月 同社相談役 令和4年5月 当社取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 同氏は、MC FOREST INVESTMENT INC.、三菱商事株式会社、三菱商事パッケージング株式会社において要職を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、同氏には、上記経験を活かし、当社の経営を監督していただくことを期待しております。</p>

(注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 泉博二氏及び岡野公夫氏は、再任の社外取締役候補者であります。なお、当社は、泉博二氏及び岡野

公夫氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3. 泉博二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
4. 岡野公夫氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
5. 当社は現在、末安健作氏、泉博二氏及び岡野公夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

現任監査役（3名）のうち吉田幸司氏及び安田孝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、鶴田敏明氏は、本総会終結の時をもって、辞任されます。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者高宮剛志氏は、鶴田敏明氏の補欠として選任されますことから、その任期は当社定款第33条第2項に従い、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">たかみやつよし 高宮剛志 (昭和36年4月17日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 10px auto; padding: 2px;">新任</div>	800株	<p>平成2年2月当社福岡支店入社 平成17年7月当社営業本部副本部長兼技術本部副本部長兼営業推進部部長 平成22年12月当社営業本部副本部長兼法務部部長 平成27年5月当社総務本部副本部長兼経理部部長兼法務部部長 平成30年10月当社執行役員総務本部副本部長兼経理部部長兼法務部部長 令和4年2月当社執行役員総務本部副本部長兼総務人事部部長兼財務部部長兼法務部部長 (現任)</p> <p>【選任の理由】 同氏は、平成30年に執行役員に就任し、それまで、当社営業本部副本部長、技術本部副本部長、総務本部副本部長の要職を歴任し、入社以来営業部門、技術部門、経理部門、財務部門、法務部門、総務人事部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、適切な指導及び監査機能を発揮していただけることを期待し、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	所有する当社 株式の数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	よ し だ こ う じ 吉 田 幸 司 (昭和44年8月22日生)	0株	平成 4 年 4 月 凸版印刷株式会社入社 平成24年 4 月 同社西日本事業本部九州事業部第一 営業本部第二部部长 平成30年 4 月 同社西日本事業本部九州事業部第一 営業本部本部长 令和 4 年 4 月 同社執行役員西日本事業本部九州事業 部部长 (現 任) 令和 4 年 5 月 当社監査役 (現 任)
【社外監査役候補者の選任理由】 同氏は、長年にわたり印刷業界に携わり、その間特に営業部門では部長、 本部長、執行役員事業部長の要職を歴任し、事業部門を牽引してきた実 績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、 適切な指導及び監査機能を発揮していただけることを期待し、監査役と して適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する当社株式の数	略歴、地位及び重要な兼職の状況
3	<p style="text-align: center;">ごとうたいじゅ 後藤大樹 (昭和40年4月16日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">新任</div>	0株	<p>平成元年4月三菱油化株式会社入社 平成5年3月ダイヤポリマー株式会社大阪支社フィルム・ラミ販売部 平成9年6月日本ポリケム株式会社ポリエチレン第1事業本部 平成11年10月日本ポリエチレン株式会社包装資材営業本部・産業資材営業本部大阪支店営業グループマネジャー 平成12年3月同社包装資材営業本部・産業資材営業本部大阪支店長 令和2年4月同社包装資材営業本部長執行役員 令和5年4月同社企画管理部長執行役員 (現任)</p> <p>【社外監査役候補者の選任理由】 同氏は、長年にわたり化学品業界に携わっており、その間特に営業部門では大阪支店長、本部長執行役員の要職を歴任し、事業部門を牽引してきた実績と経営全般及び経営管理・運営に関する豊富な見識を有することから、適切な指導及び監査機能を発揮していただけることを期待し、監査役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田幸司氏及び後藤大樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 吉田幸司氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、本総会において、高宮剛志氏及び後藤大樹氏が監査役として承認可決された場合、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
5. 当社は現在、吉田幸司氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる法律上の賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役鶴田敏明氏は、本総会終結の時をもって、辞任されます。その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

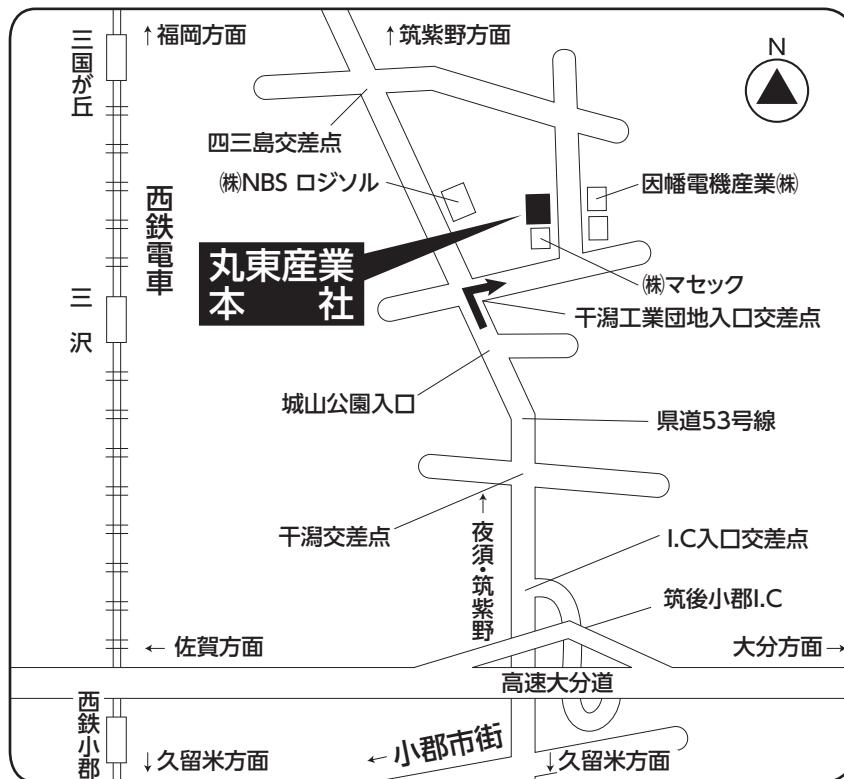
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
つるだとしあき 鶴 田 敏 明	平成24年5月 当社監査役就任（現在に至る）

以上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡県小郡市干潟892番地 1
当社 3 階会議室
TEL (0942) 73-3845



●交通のご案内

- ・ JR鹿児島本線原田駅 車で15分
- ・ 西鉄大牟田線三国が丘駅 車で10分
- ・ 筑後小郡 I.C 車で5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

